

# 重要事項説明書

社会福祉法人 青松福社会  
あいかな認定こども園

# 重要事項説明書

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### ○施設の概要

名称：あいかな認定こども園

所在地：沖縄県浦添市当山3丁目6番1号

### ○施設の目的及び運営方針

- 1 あいかな認定こども園（以下「当園」という。）は、教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な教育・保育を提供することを目的とする。
- 2 当園は、一人ひとりの子どもの発達過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する教育・保育及び満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、教育・保育給付認定保護者に対する子育ての支援を行うものとする。
- 3 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係する法令並びに関係する条例及び規則を遵守して運営する。

## 2. 提供する保育の内容

### ○保育内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、教育・保育給付認定保護者の子育てを支え、地域に根ざした保育を目指すことを理念とする。

## 3. 職員の職種、員数及び職務の内容

### ○員数及び職務 ※若干名変動する場合あり

#### (1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

#### (2) 主幹保育教諭 1名（常勤専従）

園長を助け、園務を整理し、必要に応じて園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

#### (3) 指導保育教諭 1名（常勤専従）

園長を補佐し、必要に応じて園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

- (4) 保育教諭・保育士 12名以上（員数は園児数により変動する）  
園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 栄養士 1名（委託及び兼務の場合も含む）  
給食調理業務の監督、献立表の作成整理を行う。
- (6) 調理員 2名以上  
作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (7) 事務員 1名（委託及び兼務の場合も含む）  
経理事務、労務事務に従事し、園の円滑な運営のため園長を補佐する。
- (8) 子育て支援員 3名（必要に応じて配置）  
必要な資格を有し教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する保育士、教諭を補佐する。
- (9) 保育補助 1名（必要に応じて配置）  
保育士、教諭、子育て支援員等を補佐し保育に必要な補助業務全般を行う。
- (10) 用務員 1名（委託及び兼務の場合も含み必要に応じて配置）  
園の環境整備、安全対策に関する業務を行う。
- (11) 園医 1人  
園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (12) 園歯科医 1人  
園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

#### 4. 保育・教育を行う日及び時間等（別表3参照）

##### ○保育を行う日及び時間帯

保育を行う日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日（慰霊の日含む）を除く。
- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間  
7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。  
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供する。（土曜日は除く）
- (3) 保育短時間認定に係る保育時間  
①8時00分から16時00分 ②9時00分から17時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。  
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、①7時00分から8時00分 ②7時00分から9時00分まで又は①16時00分から19時00分 ②17時00分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

## ○教育を行う日及び時間帯

- (1) 教育を行う日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日(慰霊の日含む)、夏休み(8月1日から8月31日まで)、冬休み(12月25日から1月3日まで)、春休み(3月20日から3月31日まで)を除く。
- (2) 満3歳児以上の園児に対する1日当たりの標準的な教育時間は4時間(9時～13時)とする。なお、上記以外の時間帯において、教育時間前後の7時から9時、13時から13時30分は登園、降園準備時間(無料)とし13時30分から18時00分までは預かり保育、18時00分から19時までの範囲内で延長保育を提供する。(土曜日は除く)また、前項の長期休暇期間中や、土曜日にやむを得ない理由により保育を希望する場合には預かり保育を実施することとする。
- (3) 長期休暇期間中や土曜日に行事に参加するなど、園から登園の申し出があった場合は保育料の徴収はありません。(給食費は別途請求となります)
- (4) 1号認定児については、長期休暇期間中及び土曜日の預かり保育において、通常の教育時間に準じたお迎え時間(13時30分)の設定を基本的に遵守していただきます。

## 5. 保護者の負担について (別表1・2参照)

- 当園の特定教育・保育を利用した保護者は、その教育・保育給付認定を行った市町村が定める利用者負担額(保育料)を当園に支払うものとする。
  - 保育料の支払い方法については基本、口座引き落としとする。
  - 当園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。
    - (1) 教材費・新年度用品・行事費など
    - (2) 給食食材料費
    - (3) 時間外保育料
      - ・ 預かり保育料金・延長保育料金
    - (4) その他当園の利用において必要とされる費用
- (注1) やむを得ず利用料の支払いがない場合、児童手当からの支払いもできます。  
(ご利用の際は、その旨を園に申し出ください)
- (注2) 徴収方法は口座引き落としとなります。
- (注3) 滞納が続いた場合、退園対象となります。

### 別表1

#### 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容等	金額
教材費 新年度用品 (個人用品)	保育を行うにあたり必要な教材(園Tシャツ・お昼寝ベッドカバー・帽子・自由画帳・クレヨンなど)	実際に要した経費 (実費を随時徴収)
行事費	遠足等に係る施設入園料や交通費など	実際に要した経費 (実費を随時徴収)

給食提供に係る費用		
1号認定 給食費 (土曜日利用時を除く)	主食費	550円/月
	副食費	4,600円/月
1号認定：上記月額8月(長期休暇期間中)を除く月の固定請求額とします。 8月(長期休暇期間中)は実際に給食が提供された日数で計算請求となります。		
新2号認定 給食費 (土曜日利用時を除く)	主食費	580円/月
	副食費	4,840円/月
2号認定 給食費	主食費	700円/月
	副食費	5,800円/月
※副食費免除対象者は1号2号共に主食費のみの徴収となります。		

時間外保育料 ※ ○教育を行う日及び時間帯を確認 (長期休暇期間中・土曜日)		
1号・新2号認定 (預かり保育)	13時30分～18時00分 (月曜日～金曜日)	450円/日 (別表6参照)
	長期休暇期間中・土曜日	450円/日
	給食費	270円/日
時間外保育料		
2・3号認定 (延長保育)	保育標準時間 保育時間7時～18時の後	300円/日 別表2参照
	保育短時間① 保育時間8時～16時の前後	250円~/日 別表2参照
	保育短時間② 保育時間9時～17時の前後	250円~/日 別表2参照

別表2

延長保育利用料

延長保育時間	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	月契約	日々契約	月契約	日々契約
1時間延長	3,000円	300円	2,500円	250円
2時間延長(開所時間の最後の1時間含まない場合)			3,500円	500円
2時間延長(開所時間の最後の1時間含む場合)			4,000円	550円
3時間延長(開所時間の最後の1時間含まない場合)			5,000円	750円
3時間延長(開所時間の最後の1時間含む場合)			5,500円	800円
4時間延長			6,500円	1,050円

別表 3

特定教育・保育の提供に要する利用時間

	7:00	9:00	13:00	13:30	18:00	19:00
	登園準備時間	教育時間	降園準備時間	預かり保育	延長保育	
1号認定 新2号認定 月～金曜日	7:00～ 9:00	9:00～13:00	13:00～ 13:30	13:30～18:00	18:00 ～19:00	
	無料	無償化対象時間	無料	450円/日 (別表6参照)	別表2 参照	

	7:00	18:00	19:00
	教育・保育時間		延長保育
2・3号認定 保育標準時間	7:00～18:00		18:00 ～19:00
	市の決定した利用料 (3歳児～無償化対象時間)		別表2参照

	7:00	8:00	16:00	19:00
	延長保育	教育・保育時間	延長保育	
2・3号認定 保育短時間 ①8:00～16:00	7:00 ～8:00	8:00～16:00	16:00～19:00	
	別表2参照	市の決定した利用料(3歳児～無償化対象時間)	別表2参照	

	7:00	9:00	17:00	19:00
	延長保育	教育・保育時間	延長保育	
2・3号認定 保育短時間 ②9:00～17:00	7:00 ～9:00	9:00～17:00	17:00～19:00	
	別表2参照	市の決定した利用料(3歳児～無償化対象時間)	別表2参照	

6. 利用定員

- 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第31条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。
  - (1) 法第19条第1項第1号の子ども（満3歳以上の小学校就学前子ども。ただし、次号に掲げるものを除く。以下「1号認定子ども」という。） 10人
  - (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども。以下「2号認定子ども」という。） 45人
  - (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 36人
  - (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 9人

7. 利用の開始及び終了に関する事項等

- 入退園の手続について
 

当園は、1号認定子どもに係る保護者から利用の申込みを受けたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 利用申込みがあった1号認定子どもの数及び現に当園を利用している1号認定子どもに係る園児の総数が、第6項第1号に規定する利用定員の総数を上回る場合
- (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、第6項第2、3、4号に規定する利用定員の総数を上回る場合
- (3) 当園の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- (4) その他児童の受入れに当たり自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合
- (5) 第1号の事由により保護者からの利用申込みに応じられない場合は、「子どもの選考方法に関する規程」(別表5参照)に従い選考を行い、園長が入園者を決定する。

## 8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

- 管轄する消防署、警察署等の関係機関の名称  
 浦添消防局 浦添市前田 2-14-1 (電話 098-877-6123)  
 浦添警察署 浦添市仲間 2-51-1 (電話 098-875-0110)
- 緊急時の保護者への連絡方法  
 メール(コドモン)での一斉送信とする
- 避難場所及び園児の引渡しの方法  
 状況に応じ  
 ・第一避難場所(園庭)・第二避難場所(送迎用駐車場)・第三避難場所(職員駐車場)  
 において保育教諭が保護者へ直接引き渡す

## 9. 要望・相談・苦情

- 受付方法

受付責任者	園長 平 真嘉
受付担当者	主幹保育教諭 河野 澄子
第三者委員	陽迎橋自治会長 知花 聡 (連絡先) 090-4981-5224
	地域代表者 瑞慶山 良正 (連絡先) 090-2398-9400
受付方法	苦情・相談受付実施要項に基づき、当園設置の記入用紙に記入し「意見箱」に投函又は担当者へ直接ご相談下さい。

## 10. 保険に関する事項

- 保険会社  
 東京海上日動火災保険株式会社  
 損害保険ジャパン株式会社  
 三井住友海上火災保険会社
- 加入保険の種類  
 園賠償責任保険 園児団体傷害保険 火災保険 自動車保険
- 加入保険の内容  
 当園が施設管理や施設業務などに起因する事故により法律上の賠償責任を負った場合の補

償です。

当園の施設管理または職員の業務上の管理・指導ミスや提供した飲食物等により、園児・保護者やその他第三者の身体に障害を与えた場合、または財物に損害を与えた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等の合計金額を保険金としてお支払いします。

## 1 1. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

### ○ 秘密の保持

あいかな認定こども園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、当園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。

職員は業務上知り得た入所児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。特に、市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

また、マイナンバー等、重要事項を記載された書類は当園ではお預かりできない場合がありますのでご了承ください。

## 1 2. 台風・緊急災害時の保育の取り扱いについて（別表 4 参照）

○台風・災害時の連絡、緊急時の連絡はコドモンにて一斉送信いたします。

○開園・閉園につきましては、路線バスの運行状況を基準として対応しています。

○路線バスの運行状況を基準としていますが、園の判断で時間等の変更や休園とする場合もあります。（ライフラインへの影響や危険と判断した場合など）

別表 6

預かり保育料の無償化について(1号認定⇒新2号認定)

○保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児のお子さん(「新2号認定」という)が、園が

実施する預かり保育を利用した場合には、預かり保育料の無償化の給付を受けることができます。

- ・預かり保育料は、毎月一旦保護者から園へお支払いをしていただきます。園から領収書が発行されますので、請求書に領収書を添付して、市へ償還の手続きを行ってください。
- ・給食費、教材費、新年度用品や行事費などは保護者負担です。
- ・支給額は、利用日数に応じて月額の上限が変動(450円×利用日数)します。月額最大11,300円まで。

(算定イメージ)

利用日数	園への納入額	無償化対象額(市→保護者)
10日	4,500円 (10日×450円)	4,500円
22日	9,900円 (22日×450円)	9,900円

○保育の必要性を受ける認定要件

保護者が以下の示すような状況により保育を必要とする場合に、浦添市が保育の必要性を認定します。

	事由	具体的な状況	認定の有効期間
1	就労	月64時間以上の就労をしていること。	最長、就学前まで
2	妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がないこと。	妊娠中～生後5か月に達する月末まで
3	疾病・障がい	保護者が疾病若しくは負傷または心身に障がいを持っていて、児童の保育に支障があること。	最長、就学前まで
4	介護・看護	親族を常時介護していること。(別居親族含む)※1か月に64時間以上	最長、就学前まで
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっていること。	最長、就学前まで
6	求職活動	求職活動を行っていること。	3か月
7	就学	学校や職業訓練校に通い、児童の保育に当たれない場合。(自動車学校、短時間の習い事、塾、教室等は除く)※1か月に64時間以上	通学期間中
8	虐待・DV	虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	最長、就学前まで
9	育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	育児対象児童が1歳になる前日まで

## 重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

あいかな認定こども園の入所にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

施設代表者

所在地 沖縄県浦添市当山3丁目6-1  
施設名 社会福祉法人青松福社会  
あいかな認定こども園  
代表者 園長 平 真嘉 ㊞

私は、本書面により、あいかな認定こども園についての重要事項の説明を受けました。

保護者住所： \_\_\_\_\_

保護者氏名： \_\_\_\_\_ ㊞

児童との続柄： \_\_\_\_\_

児童名： \_\_\_\_\_

児童名： \_\_\_\_\_

児童名： \_\_\_\_\_